

成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、羽合町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業上浅津地区農業用排水）を平成四年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業関金（金谷）地区農業用排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（竹内・宮木）地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父）地区暗きよ排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父）地区客土）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（法勝寺・上鴨部・下鴨部・落合）地区農業用排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（能竹・江原）地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（金山）地区区画整理）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐陀地区農業用排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業深谷長溝線地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業奥鈺線地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業平石線地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業尾郷地区暗きよ排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業奥粟谷地区暗きよ排水）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業寺谷坂線地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良

事業（団体営農道整備事業下安井地区農道整備）を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）宮内地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成四年三月二十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ第二項の規定に基づき、第七次鳥獣保護事業計画をたてたので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 第七次鳥獣保護事業計画の期間

平成四年四月一日から平成九年三月三十一日まで

二 第七次鳥獣保護事業計画の内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課、鳥取県鳥取地方農林振興局林業課、鳥取県八頭地方農林振興局林業課、鳥取県倉吉地方農林振興局林業課、鳥取県米子地方農林振興局林業課及び鳥取県日野地方農林振興局林業課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

青少年の森・市民交流の森新設事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市小田字田内塚、字祖母谷南平、字祖母谷及び字

スクモ谷地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

鳥取県告示第三百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年二月十四日鳥取県指令受米土維第九百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字強洞

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原六四七一

有限会社橋尾ポデー

代表取締役 橋尾正人

鳥取県告示第三百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十一月二十一日鳥取県指令受都計三―二第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市芝町字芝ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市芝町二三九

牧野千代子

鳥取県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 六・五・一号関金総合運動公園

三 事業施行期間

昭和六十年七月五日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画道路事業 三・四・一号保浦安線

三 事業施行期間

昭和六十年十二月十日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・一号皆生海浜公園

三 事業施行期間

昭和六十二年十一月四日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

米子市上福原字中浜中及び字灘浜地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・二号米子中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和四十四年四月建設省告示第千五百九十六号、昭和

四十八年二月鳥取県告示第百六十号、昭和五十年三月鳥

取県告示第百八号、昭和五十年十一月鳥取県告示第九

百九十一号、昭和五十一年七月鳥取県告示第五百八十一

号、昭和五十二年六月鳥取県告示第四百八十六号、昭和

五十三年三月鳥取県告示第百五十二号、昭和五十四年

五月鳥取県告示第四百三十二号、昭和六十一年三月鳥取

県告示第百五十二号、昭和六十三年三月鳥取県告示第

三百六十一号及び平成元年六月鳥取県告示第百四十八

号の事業地のうち米子市道笑町三丁目、日ノ出町、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、大谷町、陰田町、昭和町、安倍字清水尻灘、字清水尻西及び字粗板西、米原字伝四郎道西空地、字次右衛門道西空地、字三軒屋道西空地、字遊仙山下、字南原及び字米原南、西福原字米川西並びに東福原字沖林一地内において事業地を変更する。

昭和四十四年四月建設省告示第千五百九十六号、昭和四十八年二月鳥取県告示第百六十号、昭和五十年三月鳥取県告示第百八号、昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十一号、昭和五十一年七月鳥取県告示第五百八十一号、昭和五十二年六月鳥取県告示第四百八十六号、昭和五十三年三月鳥取県告示第百五十二号、昭和五十四年五月鳥取県告示第四百三十二号、昭和六十一年三月鳥取県告示第百五十二号、昭和六十三年三月鳥取県告示第百六十一号及び平成元年六月鳥取県告示第百四十八号に米子市東山町、陽田町、道笑町四丁目、上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四丁目、三旗町、立町四丁目、博労町二丁目、錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、彦名字新堀頭、字新堀通一、字新堀通二、字一番川、字二番川、字三番川、字三番川（二）、字四番川、字四番川頭、字角盤通、字角盤通二、字澤、字澤山、字

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成4年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成4年3月27日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

(1) 男子 平成4年4月1日から同年6月30日まで

(2) 女子 平成4年3月2日から同年5月31日まで

3 試験期日

(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休

日

(2) 女子 平成4年6月7日

4 試験場

(1) 男子

ア 鳥取市鍛冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部

2 使用の部分 なし

澤屋敷、字上宇田、字宇田屋敷、字長谷川東、字長谷川西、字長谷川下、字高山、字高山下、字富士見山、字出口、字薬師下、字天狗山及び字神社前、安倍字後谷、字中山下、字切貫谷、字切貫谷上、字切貫谷道西、字荒神谷、字荒神森北、字船入、字清水谷、字清水尻及び字清水尻中、河崎字源大西、字源助前、字源助西、字伝次郎西、字大塚屋分、字長谷川東、字長谷川西、字長谷川平助前、字島新田恵水西、字河崎団地、字大水落沖、字冲通り、字三柳境沖ノ一及び字矢倉灘道西、旗ヶ崎字長瀬谷及び長瀬谷西、両三柳字小左衛門開浜道添、字小左衛門開市庵道西、字立石場空地、字平八道東、字弥兵衛道東空地、字市庵道添南空地、字市庵道添空地、字市庵道添、字中通空地、字新街、字堂ノ東、字河崎境、字三保向一、字三保向二、字高木灘道西、字山中新川及び字文平冲通、米原字寺町谷、字傳四郎道東六拾間、字吉左衛門道東六拾間及び字市庵東六拾間、上福原字北浜ノ一、字北浜ノ二、字北浜ノ三、字東北浜、字小北浜添、字屋敷通、字西屋敷、字西屋敷添、字中屋敷、字南屋敷、字南屋敷通、字上六境及び字水貫、東福原字冲林二、字冲林三、字冲林四、字冲林五、字冲林八、字冲林九、字冲林拾及び字冲林拾壹並びに車尾字池ノ上及び字扇ヶ坪西地内において事業地を追加する。

1 倉吉市山根540 パーブルビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(2) 女子
米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月
(1) 男子 募集期間中の毎月
(2) 女子 平成4年8月

6 その他
(1) 応募資格
採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目
ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
イ 身体検査
ウ 適性検査
エ 口述試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成3年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成4年3月27日	鳥取県知事	西	尾	邑	次
特級技能検定合格者					
紳士服製造	小谷順二	上田陽一			
一級技能検定合格者					
鍛造					
プレス型鍛造作業	平井久雄	倉永克彦			
機械検査					
機械検査作業	法元勝	北村秀之	田	測	美佐栄
和裁					
和服制作作業	鍛冶川洋子				
配管					
建築配管作業	近藤泰一郎	黒田稔	平	尾	直
	奥田和秀	坪内則彦	村	上	利
	北本川頼隆	山上大	影	井	公
	中川喜美雄	大上	小	井	公
	高濱大助	宇佐美	奈	井	公
	岡本修	山本	福	本	英
					泰
					夫
					史

生田真一 柴田直樹 足井孝明

型枠施工

型枠工事作業

菅尾裕行 中村悟

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

末永英二 福本純一

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

板倉一仁 糸井清人

建築大工

大工工事作業

織田繁信一 鈴木利昌 松岡善勉

三島紀一 長谷川義昌 小谷善則

涌嶋和明

かわらぶき

かわらぶき作業

角山学 桐谷美幸 岩間美明

塗装

鋼橋塗装作業

都田成一人 宮崎正夫 松本勝

中山浩一

さく井

ロータリーさく井工事作業

横木三郎 河本英之 村岡良則

尾崎祐二

工場板金

機械板金作業

内藤孝志

農業機械整備

農業機械整備作業

三島淳司 岡有杉 木田憲昭 岡田晴人

小坂賀津雄 伊藤和寛 村田忠司 嶋崎久米雄

伊藤海和 来沢和成 杉村真秋 嶋崎鹿本

川戸戸賢 川戸賢 中細生 田田達也 竹内塚昭浩

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工

田中浩平 西川典衝 佐古利夫

ガラス施工

相見康寛

ガラス工事作業

西村英雄 江角陽二 徳安政則

機械保全

片垣臣弥

機械保全作業

機械保全

機械保全作業

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

田村 守

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

山本 智明 瀬尾 克巳

建築大工

大工工事作業

小村 純也

機械・プラント製図

機械製図作業

遠藤 貴浩 中本 晴幸 景山 秀文 隆彦

岡田 喜郎 今高 泉博 之也 保加 永藤 春彦

小川 勇高 山口 達也 加藤 春彦

門脇 治美

さく井

ロータリーさく井工事作業

沖崎 英二 大谷 誠一 丸山 一夫 富

山本 弘樹 柴田 博信 若月 家富

工場板金

機械板金作業

見上 秀男

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

福谷 直美 土橋 博志 石井 美佐夫
半導体製品製造
集積回路チップ製造作業

道盛 方紀
集積回路組立て作業

稲葉 昌治 尾前 充弘

農業機械整備

農業機械整備作業

柴田 彰夫 古安 孝明 山根 孝司 之

幾田 久実 齊木 敏明 山中 山勝

有田 英昭

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

安陪 幸伸

ガラス施工

ガラス工事作業

徳安 誠治 尾崎 宏彰 秋本 謙二

テクニカルイラストレーション

立体図作成作業

福田 成美 小松 栄 深田 直巳

単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

山根 昌之 山本 憲司 植垣 廣彰

坂口 宏 田 中 誠 中 村 智 実
磯江 大 士 宮 本 博 山 田 慎 司
山元 清 貴 武 田 照 章 森 田 清 志

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年4月10日まで鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年3月27日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

1 法第6条2項の届出に係るもの

(1) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

みのかやショッピングセンター

米子市蚊屋200-1

(2) 届出者の名称及び住所

株式会社サント和光

米子市東福原839-1

(3) 現在の店舗面積

1,483㎡

(4) 増加しようとする店舗面積

1,431㎡

(5) 店舗面積を増加する日

平成5年3月1日

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成4年度（平成4年4月から平成5年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成4年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

申 込 者

郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

(団体にあっては、名
称及び代表者の氏名)

電話番号

㊞

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】